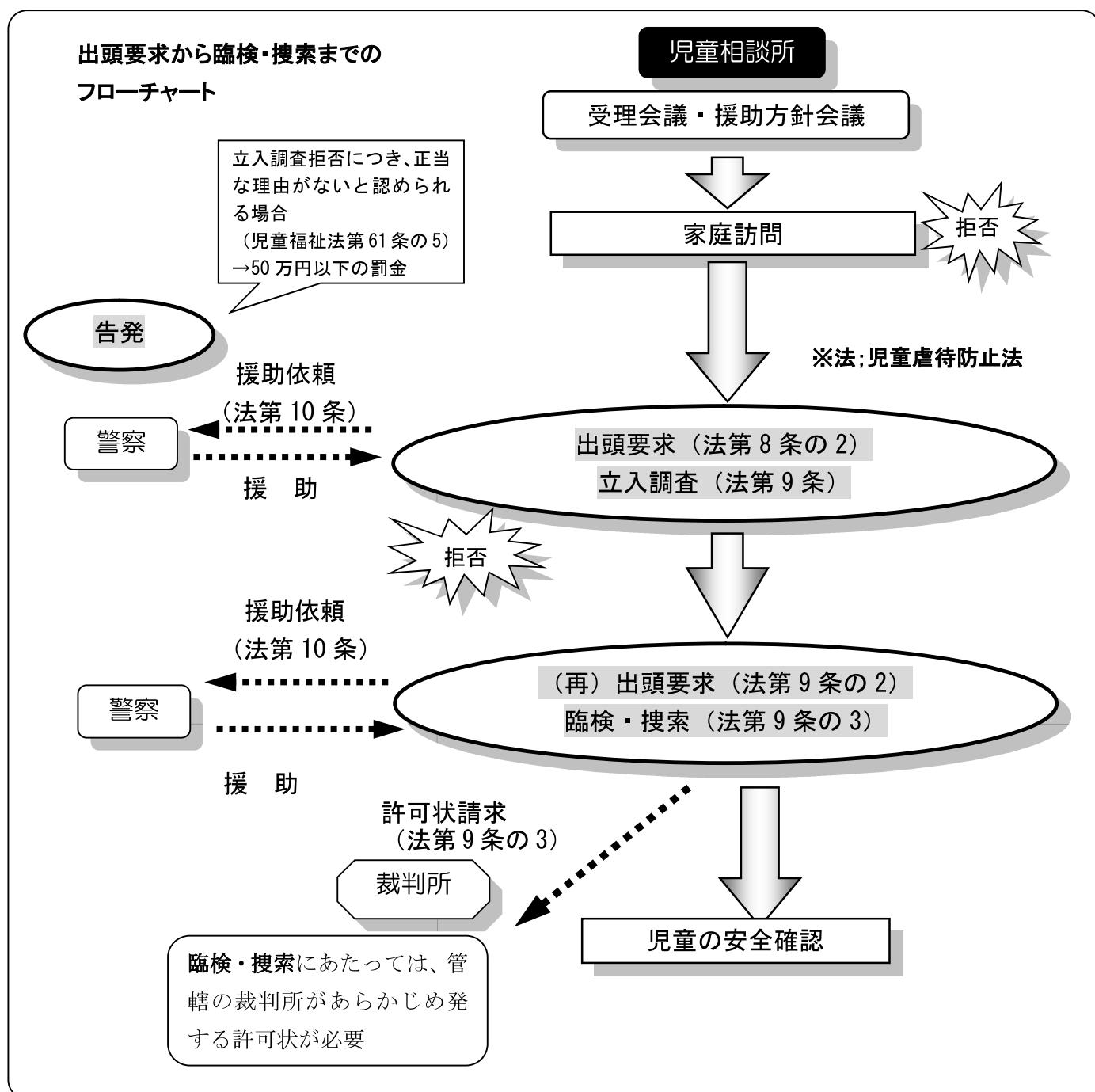


児童虐待防止法により、子どもの安全確認及び安全確保のため必要がある場合には、出頭要求、立入調査等を実施する権限が児童相談所に与えられている。また、児童虐待防止法の改正(平成28年10月1日施行)により、裁判所の許可状を受けて行う臨検又は捜索のための手続きが簡素化された。

令和元年の法改正により、児童相談所における保護者への指導については、出頭要求、立入調査、臨検・捜索、一時保護等を行った児童福祉司以外の者に行わせる等、都道府県が措置を講じることとされた。これには、担当児童福祉司が保護者との関係性が崩れるのを怖れて、介入的な関わりを躊躇する様子がないようとするねらいがある。調査情報をもとに、子どもの安全確認等の目的を達成するための見通しのあるプランを持ち、必要な場合には援助方針会議で出頭要求、立入調査等の実施方針を決定する。



1. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索等の要否の判断

立入調査は、質問調査に回答を得ることのみを目的として活用することも可能である。さらに、立入調査も辞さないという断固とした対応が、保護者の態度の変化をもたらす場合も少なくない。立入調査等の介入的な手法により保護者との間に摩擦や対立が生じることをおそれ、子どもの安全確認が遅きに失すことがあることはない。

緊急性が高い場合のみならず、長期に援助を続けているケースでも、子ども及び保護者との接触が困難になり、子どもの安否が気遣われる場合には、立入調査を検討する。介入的な手法により、保護者が社会規範と現実を受け止め、妥協や話し合いの姿勢を示すことや、その後の児童相談所の支援を保護者が受入れるようになることがある。こうした状態を打破し、新たな関係の転機となりうることを認識して、効果的に運用すべきである。

ケースの内容によっては、緊急受理会議の場や臨時に援助方針会議を開催して、立入調査の実行を即時決定すべき場合もある。

児童相談所は、市町村や関係機関から立入調査の要請があった場合には、市町村等とも連携して迅速な調査をし、その可否について判断して、調査結果及び判断根拠、今後の方針を要請のあった市町村等にフィードバックする。

① 出頭要求

子ども虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等が必要な調査、質問をすることができる。

② 立入調査

保護者が①の出頭要求に応じない場合には、立入調査、その他の必要な措置を講じる。立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、特に、身体的虐待等により切迫した状況が想定される場合には迅速な対応が求められる。また、ネグレクトケースであっても、死に至るようなネグレクトの場合、身長や体重を急速に回復させる手段を持たないため、長期に渡って子どもの姿を隠すこともあることに留意して、判断すべきである。

児童相談所運営指針において、通告後、48時間以内に子どもの安全確認ができない場合には立入調査を実施する旨、規定されていることにも留意し、子どもの安全確認のために最適なアプローチを常に検討する。

また、保護者が立入調査を拒否し、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には、警察署に告発することを検討する。

③ 再出頭要求

保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、子ども虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等が必要な調査、質問をすることができる。

④ 臨検・捜索

保護者が②の立入調査を正当な理由なく拒否した場合において、子ども虐待が行われている疑いがあるときは、子どもの安全確認を行い又はその安全を確保するため、あらかじめ、子どもの住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、子どもの住所・居所を臨検し、捜索することができる。

参考 立入調査、臨検・捜索等が必要と判断される場合

- ① 通告に基づく子どもの安全確認のために家庭訪問し、保護者に子どもの目視現認の必要性を告知し、協力を求めたにもかかわらず、在宅する子どもの調査を保護者が拒んだ場合。
- ② 学校に行かせないなど、子どもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- ③ 子どもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ④ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、子どもの福祉に反するような状況下で子どもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- ⑤ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者に子どもを会わせないなどの非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑥ 子どもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撲されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- ⑦ 入院や治療が必要な子どもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- ⑧ 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等から子どもが強引に引き取られ、保護者による加害や子どもの安全が懸念されるようなとき。
- ⑨ 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる子どもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑩ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、子どもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑪ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、子どもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握や子どもの保護が困難であるとき。

「子ども虐待対応の手引き」より

2. 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点

(1) 出頭要求

都道府県知事(千葉県では児童相談所長に委任)は、子ども虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をすることができる。

特に、家庭訪問等によっても長期間子どもの姿を確認できないケースや、呼びかけに対して全く応答がなく、子どもの安否を確認できないようなケースについて、出頭要求は有効な安全確認の選択肢の一つである。

児童虐待防止法

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

ア 出頭要求の手続き

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として直接職員が出頭要求告知書（様式 26^{書式編 P49}）を交付して行い、できるだけ受領書を徴し、その経過を記録する。保護者が受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取扱い、拒否状況について具体的な事実を記録する。

【告知書のポイント】

- ・出頭を求める日時は、原則として告知日の翌日以降を指定する。
- ・出頭を求める場所は、原則として児童相談所が望ましいが、実情に応じ市町村の会議室等を利用することも差し支えない。
- ・告知書には、必要に応じてふりがなをふり、外国人の場合には、当該外国語への翻訳文を添付することが望ましい。
- ・出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、調査を尽くした結果どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならない。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。

出頭要求の拒否は、立入調査等の措置の理由となり、その後の立入調査拒否罪の告発や、臨検・捜索許可状請求の際に経過を示す必要があることから、告知の方法や要求内容が妥当であったこと、保護者が出頭要求に応じなかつたことなど、その状況を明確に記録し「出頭要求報告書」を作成する。

イ 呼びかけに応じない場合・出頭要求に応じない場合

保護者の住居を訪問しても呼びかけに全く応じないような場合は、保護者が長期間不在であることが明確である等の客観的状況がある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れて、郵便箱等の適切な箇所に差し入れる。「告知書を郵便箱等に差し入れる」旨、玄関先で呼びかけを行い、差し入れる状況を写真等で確実に記録する。

こうした対応を行っても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

保護者が出頭要求に応じない場合は、子どもの安全の確認、安全の確保をするため、速やかに立入調査等必要な措置を講じる。

(2) 立入調査

都道府県知事（千葉県では児童相談所長に委任）は、児童福祉法及び児童虐待防止法において立入調査権を付与されており、立入調査権の実効性は刑罰により担保されている。

児童福祉法の規定では、立入調査は、施設入所等の措置に関する家庭裁判所の審判請求を前提にした限定的なものだが、児童虐待防止法の規定では、虐待のおそれがある場合に立入調査を実施することができる。児童相談所長は子どもの安全確認や一時保護を行おうとする場合に、警察署長に対し援助を求めることができ、必要に応じて援助要請を適切に行わなければならない。

児童福祉法

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

児童虐待防止法

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

ア 事前準備

出頭要求を行っても任意の調査に協力が得られない場合や子どもの安全確認ができない場合は、(定例・臨時)援助方針会議で立入調査実行を決定する。

立入調査の実施にあたっては、事前に子どもや保護者に関する情報をできるだけ集め、関係機関への援助依頼、個別支援会議の開催など準備を要するが、緊急を要する場合はその限りではない。

(ア) 関係機関への援助依頼

| | |
|---------------------------|--------------------------------------------------------|
| 管轄警察署 生活安全課 | 保護者の抵抗、暴力等が予想される場合は、同行を依頼する。 (援助依頼書(様式27書式編P50)を作成) |
| 市町村・健康福祉センター(保健所)・精神保健担当課 | 保護者の精神疾患や心理状態の混乱が疑われ、精神保健対応の必要性が考えられる場合には、同行等の援助を依頼する。 |
| 市町村虐待担当部署 | 情報を共有し、その後の支援の共通認識を持つために、同行を依頼する。 |
| 保育所 学校等 | 子どもに与える影響を考え、子どもが信頼している教職員や保育士の同行を検討する。 |
| その他 | 解錠などについて親族や管理人の協力を得る。子どもの健康状態が危惧される場合は保健師や嘱託医の同行を検討する。 |

(イ) 役割分担

- 家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項等を文書にして関係職員に周知する。
現場での指揮命令を司る現場責任者（リーダー）を明確にし、関係職員で立入調査時のシミュレーションをして、役割等を徹底する。
- ・集合時間と場所
 - ・役割分担、現場での待機位置、保護者の反応や子どもの状態に応じた対応方法
(現場責任者、立入調査を保護者に告知・説明する者、実際に家庭に立ち入る者、児童相談所等との連絡係、子どもを保護する者、車両運転者、撮影者)
 - ・写真、ビデオ撮影の留意点、及び機器の扱い方

(ウ) 携行するもの

- ・不在連絡票
- ・身分証票（児童福祉法に基づくもの、児童虐待防止法に基づくもの）
- ・家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項の文書
- ・住居、養育環境を撮影するためのカメラ、ビデオカメラ
- ・応急処置セット、水
- ・連絡用携帯電話
- ・子どもの着替え、タオル、毛布等
- ・筆記用具（メモ帳、ボールペン、セロテープ、ガムテープ、はさみ）
- ・子どもの状況、家庭状況から必要と推測されるもの

重要！ 立入調査の留意点 ① 子どもの生命や身体に差し迫った危険がある場合

- 立入調査にあたり、児童相談所と警察との間で必要な連携が図れるよう、警察官が対応する場合について具体的に想定し、事前に十分打合せする。なお、立入の時点で保護者の強い抵抗や攻撃が予想される場合は、最初の声かけに警察官に加わってもらうのも、一方法である。
- 児童相談所の立入調査は、施錠された家庭の中に、鍵を壊してまで入ることはできないとされているが、子どもの生命や身体に差し迫った危険がある場合には、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊して家庭の中に入ることができる。
- 警察官であれば、現に加害行為が行われている場合などは、警察官職務執行法第6条第1項に基づき住居に立ち入ることができる。

イ 立入調査の実行**(ア) 保護者への説明**

通常の家庭訪問による任意調査の受入れを依頼する。任意調査を拒否された場合は、保護者に身分証票を提示し「お子さんへの虐待の疑い（安全確認の必要）があると判断したので、お子さんの状態を確認させていただきに来ました。」など調査の目的を伝える。

立入調査の実効性を高める観点から、「正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金が科せられる。」ことを告知し、立入調査を拒否した場合には、臨検・捜索が行われる可能性があることを併せて告知する。

(イ)立入調査の状況の記録

子どもの養育環境を判断するためには、室内の様子に注意をはらうことも重要で、極めて不衛生・乱雑であるなど、特徴的な様相があれば、写真の撮影をしておくと、後に児童福祉法第28条の承認審判や親権制限に係る審判の申立てにおける証拠資料として有効である。立入調査拒否についての刑事告発の際には、告発に至る経緯や具体的な事実を証する疎明資料として、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録を裁判所に提出することがあるため、保護者が撮影に不同意であっても、立入調査拒否罪その他の刑事事件の証拠となる記録を残す必要があり、撮影が認められると考えてよい。保護者には、調査の一環として、写真やビデオによる撮影を行う旨を伝える。

(ウ)子どもの身柄確保(一時保護)

家庭や保護者、子どもの状況から一時保護が必要と判断した場合には、子どもや保護者にその目的と職権による一時保護であることを説明し、速やかに子どもの身柄を確保する。子どもの状態により、児童相談所への移送、病院受診の優先度を判断する。

子どもを保護したら、「今後のことばは、改めて児童相談所で話合いをしていきましょう。」と保護者に伝え、速やかに退去する。立入調査は保護者に対して相当なストレスを与えることにもなり、虐待行為がエスカレートする可能性もあるので、高いレベルの安全性が確保できない限り子どもを一時保護する。

保護の必要性が全くといってよいほど認められない場合は、関係者の不安が解消されたことを率直に伝え、「突然の立入調査で驚かせてしまいましたね。」と相手の心情に配慮した言葉かけを行う。加えて、子育て支援などの各種行政サービスの説明や、社会から孤立的になりすぎた場合、子どもの安全や健康の確認が社会的に要請されることについて理解を求め、家庭訪問の約束をするなど今後の援助につなぐ契機とする。

重要！ 立入調査の留意点 ② 子どもへの配慮

- 立入調査は、子どもにも強い緊張感を強いるものであることから、できるだけストレスを与えないような配慮が必要である。
- また、職権による一時保護は保護者の意思はもちろん、子どもの意思に反しても行うことができるが、子どもの年齢や発達状態に応じて分かりやすく説明し、安心感を与えることが必要である。

ウ 事後対応**(ア) 保護者への説明**

保護者に一時保護通知書を速やかに渡す。児童相談所での話合いの必要性や日時を伝え、保護者の不安を軽減するよう努める。「児童相談所は一時保護中にお子さんの心身の状態を見立てながら、家に帰して安心なのか、そうでないのか、お子さんにとって望ましい支援方針を立てていきます。その際には、保護者のお考えも十分に聞かせていただきます。」など、方針決定の仕組みや今後の見通しも併せて伝える。

保護者が話合いの姿勢を見せたときには、保護者の苦労や困難に配慮や、いたわりを示

しながら、面接方法などを伝え、保護者がなるべく自然な形で子どもや自身の問題を考え、援助を受けやすくするためのアプローチをする。

(イ) 調査記録の作成

児童相談所職員は、立入調査結果を記載した「立入調査報告書」を作成し、署名・押印する。報告書は、その後の立入調査拒否罪での告発や、臨検・捜索許可状請求の際に経過を示す必要があること等から、立入調査で判明したこと、保護者が立入調査に応じなかつたこと等を記録する。

(ウ) 関係機関への連絡

個別支援会議を開催し立入調査に協力した機関などに、あらためて立入調査の結果と当面の方針を伝え、必要に応じて今後の協力についても依頼する。

(エ) 立入調査に応答が無い場合

立入調査の結果、応答がない場合は、不在か、立入拒否か、事実認定に注意を払う。メーターや家屋状況の調査、周辺からの聴き取り調査、張込み等が必要になることがある。立入拒否について弁解があるときは、文書（FAXでも可）で回答させるなど、弁解の具体的な記録をする。

明らかに立入調査を拒否している状況であれば、文書により再出頭要求を告知するとともに、立入調査拒否罪により警察への告発を検討する。なお、警察への告発は告発状（様式35☞書式編P58）を提出することになり、児童相談所運営指針（第3章第3節調査）に詳しい記述があるので参照する。また、この段階で裁判所と事前に協議していくことも必要である。

(3) 再出頭要求

都道府県知事（児童相談所長に委任）は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、子どもの保護者に対し、子どもを同伴して出頭することを求め、必要な調査、質問をすることができる。再出頭要求の手続きは、出頭要求と同様に行う。

児童虐待防止法

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(4) 臨検又は捜索

都道府県知事(千葉県では児童相談所長に委任)は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、子ども虐待が行われている疑いがあるときは、当該子どもの安全の確認を行い又はその安全を確保するため、裁判官が発する許可状を得て、臨検又は当該子どもの捜索ができる。

また、立入調査は「虐待のおそれ」と表現されているが、臨検又は捜索は「虐待の疑い」が要件とされ、より虐待が行われている可能性が高いものと解される。

なお、臨検又は捜索は、立入調査を実施したにもかかわらず、頑なに調査を拒否するようなケースについて例外的に行なうことが想定されている。迅速な安全確認が要請されている状況では、まずは立入調査を実効的に行なうことにより、子どもの安全確認又は安全確保を行うよう努めることが大切である。

児童虐待防止法

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

ア 事前準備

(ア) 裁判所への許可状請求

裁判所への請求にあたっては、臨検・捜索許可状請求書（様式30書式編P50）を作成し、どのような虐待が疑われるかを明記し、虐待の疑いがあると認められる資料を添付する。法律アドバイザーの弁護士から助言を得るなど、円滑な請求ができるよう準備をする。

臨検・捜索に係る許可状は、臨検しようとする子どもの住所又は居所の所在地を管轄する裁判所の裁判官に請求することになる。日中は家庭裁判所に、夜間休日は当直の千葉地方裁判所へ請求する。なお、日没以降の夜間に臨検・捜索を行う必要があるときは、夜間執行について、併せて請求する必要がある。

【許可状請求の添付資料】 *許可状が発せられたとき、請求が却下された時は、添付資料も返還される。

- ・児童記録票
- ・近隣住民や保育所等の関係機関からの聴き取り調書
(署名押印されていることが望ましい。)

- ・ 市町村における対応記録の写し
- ・ 臨検しようとする住居の写真
- ・ 当該児童の住民票の写し
- ・ 出頭要求、再出頭要求、立入調査の実施報告書

参考 児童虐待対応における弁護士の活用

- 児童相談所は、子どもの安全確保を最優先として判断するため、職権による一時保護や家庭裁判所の承認による措置(児童福祉法第28条)などにおいて、保護者の意思に反する対応をとることもあり、保護者と対立関係になることがある。
- 子ども虐待は法的対応を必要とする局面が多いことから、各児童相談所には非常勤の弁護士が配置されている。また、「法律アドバイザー制度」として、児童相談所が隨時、弁護士に相談できるよう、千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士をアドバイザーとして登録している。
- 家庭裁判所への申立時や、保護者と対立関係になっているとき、法律の専門家である弁護士から助言等を得ることにより、的確な対応を行なうことができる。

(イ) 立会人の依頼

臨検・捜索には、子どもの住所若しくは居所の所有者や管理人、同居の親族で成年に達した者等を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができない場合は、市町村職員等を立ち会わせなければならない。

なお、所有者や親族等が立ち会う場合であっても、市町村職員が立ち会うことが適切とされていることから、市町村担当職員に当日の立ち会いを依頼する。

(ウ) 役割分担・携行するもの

立入調査と同様、事前に役割分担を決め、シミュレーションをし、関係職員全員に徹底する。特に、住居に立ち入る際の手順については、十分に確認する。

携行するものは、臨検・捜索許可状の他、立入調査時に携行するものと同様である。

イ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官が、臨検又は捜索に係る許可状発出の要件の有無を判断し、要件が具備されると認められる場合、都道府県知事(児童相談所長に委任)あてに許可状が交付される。

ウ 臨検又は捜索の実行

臨検等にかかる処分は、行政手続き上の不利益処分は適用されず、行政不服審査法上の不服申立、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができないとされており、より強い行政権限の行使であることを理解して望むことが必要である。

① 保護者への呼び掛け

玄関先において、ドアをノックし児童相談所の訪問であることを呼びかける。ドアが開けられた場合、裁判所からの許可状を提示した上で執行に着手する。

② 室内への立入り

応答がない場合、事前にシミュレーションをしていた方法(住居の大家から鍵を借りる。窓をはずす等)で室内に立ち入り、許可状を提示した上で執行に着手する。保護者が不在で、許可状を示すことができないときは、立会人に許可状を示すこととされている。臨検又は捜索にあたって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができるが、子どもの安全確認又は安全確保の目的のために、必要最低限度において許容されるものであり、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

これら実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、保護者の抵抗もあり得ることから、子どもや職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携が必要である。

③ 臨検・捜索の状況の記録

不適切な生活環境、生活状況については、写真、ビデオ撮影をする。また、時間経過等も詳細に記録することが必要である。写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検・捜索等が適正に行われたことや子どもの生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられるため、必要な調査の一環であることを保護者に伝えて実施する。立入調査の場合と異なり、拒否が刑事事件を構成しないことから、刑事事件の証拠としての必要性は高くないため、撮影に拒否を示す保護者の容貌の撮影については配慮を要する。とはいえ、職員が臨検・捜索を適正に執行したことの証拠を残す目的で撮影をすることは問題ないため、画像や映像に保護者が映りこんだとしても、そのことで保護者に対する肖像権侵害としての法的責任を問われる可能性はほぼないと考えてよい。

④ 子どもの身柄確保（一時保護）

子どもの身柄確保後は、「今後のことはあらためて相談していきます。」と保護者に伝え、速やかに退去する。

児童虐待防止法

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の規定は、適用しない。

第10条の5 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

エ 事後対応(臨検・捜索調書の作成、報告)

児童相談所職員は、臨検・捜索した結果を記載した「臨検・捜索調書」(様式31^{書式}編P51)を作成して、署名・押印し、立会人の署名・押印を行う。立会人が署名・押印せず、又は署名・押印することができないときは、その旨を付記する。

児童相談所職員は、臨検・捜索を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされており、実施時の記録も必要事項である。

児童虐待防止法

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。